



# 熊本県公報

号外 第 40 号  
平成 20 年 10 月 3 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する 条例	(人事課)	3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	3
○ふるさとくまもと応援寄附基金条例	(税務課)	3
○熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	4
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	4
○熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃 止する条例	(畜産課)	5
○熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例	(社会教育課)	5

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

- 自己啓発等休業の対象となる国際貢献活動を規定する独立行政法人国際協力機構法の引用条項を改正することとした。(第 5 条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、手数料の新設を行うこととした。(第 2 条第 1 項第 9 4 号の 2 - 第 9 4 号の 5 関係)
  - 准看護師再教育研修手数料
    - 保健師助産師看護師法第 1 4 条第 2 項第 1 号の処分を受けた准看護師の場合  
4 5, 0 0 0 円
    - 保健師助産師看護師法第 1 4 条第 2 項第 2 号の処分を受けた准看護師又は同条第 3 項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者の場合  
7 5, 0 0 0 円
  - 准看護師再教育研修修了登録申請手数料 5, 7 0 0 円
  - 准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付手数料 3, 7 0 0 円
  - 准看護師再教育研修修了登録証の再交付手数料 4, 4 0 0 円
- その他の法律の改正等に伴い、関係規定を整理することとした。(第 2 条第 1 項第 1 7 2 号 - 第 1 7 6 号及び同項第 3 7 4 号 - 第 3 7 7 号関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 熊本県収入証紙条例の一部改正(附則第 2 項関係)  
この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

### ◇ふるさとくまもと応援寄附基金条例

- ふるさとくまもと応援寄附基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。
  - ふるさとくまもとのを応援する者からの寄附金を活用することにより、子どもから高齢者まですべての県民が夢と希望を持ち、幸せを感じることができる豊かな「基金」を設置することを定め、ふるさとくまもと応援寄附基金(以下「基金」とする)を定めることとした。(第 1 条関係)
  - 基金として積み立てる額は、前条の寄附金の額の範囲内で、熊本県一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第 2 条関係)
  - 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないが、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。(第 3 条関係)
  - 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとすることとした。(第 4 条関係)
  - 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に



**条 例**

熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第53号**

熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）の一部  
を次のように改正する。  
第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第54号**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第94号の次に次の4号を加える。  
(94)の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研  
修の実施  
准看護師再教育研修手数料  
ア 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号の処分を受けた准看護師の場合  
45,000円  
イ 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号の処分を受けた准看護師又は同  
条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者の場合75,  
000円  
(94)の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研  
修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に対する審査  
准看護師再教育研修修了登録申請手数料 5,700円  
(94)の4 保健師助産師看護師法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証  
（准看護師に係るものに限る。）の書換え交付  
准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付手数料 3,700円  
(94)の5 保健師助産師看護師法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証  
（准看護師に係るものに限る。）の再交付  
准看護師再教育研修修了登録証の再交付手数料 4,400円  
第2条第1項第172号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第17  
3号中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項第174号中「第11条の  
2」を「第13条」に改め、同項第175号中「第14条第1項」を「第17条第1項」  
に改め、同項第176号中「第18条」を「第21条」に改め、同項第374号中「臨床  
検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、  
「の登録」の次に「の申請に対する審査」を加え、同項第375号及び第376号中「臨  
床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、  
「に  
関する」を「に係る」に改め、同項第377号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する  
法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「の変更」の次に「の申請に対する  
審査」を加える。

附 則  
1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項中第89号の次に次の4号を加える。  
89の2 准看護師再教育研修手数料  
89の3 准看護師再教育研修修了登録申請手数料  
89の4 准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付手数料  
89の5 准看護師再教育研修修了登録証の再交付手数料

ふるさとくまもと応援寄附基金条例をここに公布する。  
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第55号**

ふるさとくまもと応援寄附基金条例  
（設置）  
第1条 ふるさとくまもとを応援する者からの寄附金を活用することにより、子どもから

高齢者まですべての県民が夢と希望を持ち、幸せを感じることができる豊かで活力に満ちた熊本県を創造するため、ふるさとくまもと応援寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、前条の寄附金の額の範囲内で、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な次に掲げる事業に要する経費の財源として活用する場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 教育又は文化の振興に関する事業
- (2) 環境の保全又は再生に関する事業
- (3) 保健、医療又は福祉の充実に係る事業
- (4) 産業の振興に係る地域の活性化に関する事業
- (5) 安全で安心な県民生活の確保に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第56号**

熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
熊本県税条例の一部を改正する条例（平成20年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第30条の改正規定中「所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する」を「所得税法第78条第2項第3号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第57号**

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例  
熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第8号ア中「この項」を「この号」に改め、同項第13号を次のように改める。

(13) 情報の提供

ア 営業者は、消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 営業者は、製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師に診断されたものに限る。）に関する情報及び法に違反する食品等に関する情報を保健所長等に速やかに報告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 58 号**

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃止する条例  
熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例（昭和 46 年熊本県条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 59 号**

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例  
熊本県立青少年の家条例（平成 9 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「次のとおり」を「次の表のとおり」に改め、同条の表熊本県立あしきた青少年の家の項の前に次のように加える。

熊本県立天草青年の家	上天草市
熊本県立菊池少年自然の家	菊池市
熊本県立豊野少年自然の家	宇城市

第 9 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「教育委員会が定める」を「教育委員会規則で定める」に改め、同条ただし書を削り、同条を第 15 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 10 条 青少年の家の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により青少年の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、青少年の家の休所日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第 1 項の規定により青少年の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条から第 7 条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定により青少年の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が青少年の家の管理を行うこととされた期間（以下「指定管理期間」という。）前にされた第 5 条第 1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定により青少年の家の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理期間前に第 5 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。  
（指定管理者の業務）

第 11 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる業務
- (2) 青少年の家の施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が青少年の家の管理上必要と認める業務（利用料金）

第 12 条 第 10 条第 1 項の規定により青少年の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に青少年の家の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に 1.3 を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。  
（原状回復義務）

第 13 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった青少年の家の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。  
（損害賠償）

第 14 条 故意又は過失により青少年の家の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第 6 条及び第 7 条を削る。  
 第 5 条中「前条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、「受けた者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、「該当するとき又は」を「該当するとき、又は」に改め、同条第 2 号中「前条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 8 条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 4 条第 1 項中「青少年の家」の次に「の施設等」を加え、同条第 2 項中「場合において、」の次に「青少年の家の」を加え、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用の許可の基準）

第 6 条 教育委員会は、前条第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

（1）青少年の家における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2）青少年の家の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3）その他利用させることが青少年の家の管理上支障があると認められるとき。

第 3 条第 1 号中「青少年育成関係者」を「青少年育成指導者」に、「施設」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第 2 号中「施設」を「施設等」に、「助言」を「当該諸活動に関する助言」に改め、同条第 4 号中「関する」を「掲げる」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（休所日）

第 4 条 青少年の家の休所日は、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は別に休所日を定めることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

区分				使用料の額	
				一般の者	高校生以下の者
天草青年の家、 菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟泊	1 人 1 泊につき	6 6 0 円	2 5 0 円
		キャンプ場泊	1 人 1 泊につき	3 0 0 円	1 0 0 円
	宿泊を伴わない施設等利用		1 人 1 日につき	1 0 0 円	5 0 円
あしきた青少年の家	宿泊を伴う施設等利用	宿泊棟泊	1 人 1 泊につき	1, 0 6 0 円	4 0 0 円
		キャンプ場泊	1 人 1 泊につき	3 0 0 円	1 0 0 円
	宿泊を伴わない施設等利用		1 人 1 日につき	1 5 0 円	5 0 円
	文化ホール利用		1 団体 1 時間につき	1, 5 0 0 円	
	マリン活動研修船艇利用		1 人 1 回につき	5 0 円	

備考

1 「高校生以下の者」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に在学する者をいう。

2 小学校就学の始期に達するまでの者については、使用料は、無料とする。

3 あしきた青少年の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、文化ホール及びマリン活動研修船艇を除いた施設等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(熊本県立青年の家条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊本県立青年の家条例(昭和47年熊本県条例第41号)

(2) 熊本県立少年自然の家条例(昭和49年熊本県条例第38号)

(経過措置)

3 この条例による改正後の熊本県立青少年の家の使用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日前の利用とみなして、前項の規定を適用する。